



KAWASAKI CITY

川崎市いじめ防止基本方針

平成26年5月

川 崎 市

「子どもたちが安心して生活し、

学ぶことができるまち・川崎」をめざして



私たちのまち・川崎では、我が国全体の子ども
数が減少傾向にある中、子育て世代の流入が続いて
きたことで、子ども数が増えています。

子どもたちは、あたたかな家庭や地域社会、学校
生活の中で、人とのかかわり方を学びながら健やか
に成長しています。

一方で、子どもたちの日常生活の延長上で、いじめが起きている
という現実があります。

私たち市民は、いじめはどこの学校や集団にも、どの子どもにも
起こりうる問題であるという認識をもち、いじめは絶対に許されな
いという姿勢で、いじめの芽は小さなうちに摘み、いじめを発見し
たときに積極的に関わっていくことが必要です。

そこで、これまで本市が行ってきたいじめの防止に向けた施策や、
学校が進めてきた児童生徒指導体制の整備、教職員の指導力の向上
等の取組を、平成 25 年に成立した「いじめ防止対策推進法」に基
づき再構築し、「川崎市いじめ防止基本方針」を策定しました。

本基本方針に基づき、いじめの防止に努め、子どもたちが安心し
て生活し、学ぶことができる環境づくりに向けて、全力を尽くして
まいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げま
す。

川崎市長 福田 紀彦

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童生徒の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、川崎市の全ての教育活動の根底に位置付けられている人権尊重教育の根幹を揺るがす問題でもあります。

「川崎市子どもの権利に関する条例」（平成 13 年 4 月 1 日施行）においても、いじめ防止等に関して、次のように具体的に定めています。

第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

川崎市では、平成 22 年 6 月市立中学校に通う生徒が自ら尊い命を絶つという痛ましいできごとが起きました。このことを教訓として、いじめの芽は小さなうちに摘み、いじめを発見したときに大人が積極的に関わることが重要であり、また、対応に当たっては、このときに行った第三者を加えた調査の方法や保護者との情報共有の仕方などを基に、いじめ問題に一層迅速で適切に対応することが大切であると考えています。

川崎市では、区・教育担当による学校支援、「いじめ問題の理解と対応」をまとめたリーフレットの作成、児童生徒指導点検強化月間の取組、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、インターネット相談窓口の開設、児童支援コーディネーター専任化の推進、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援の充実等、いじめ問題への対応を進めてまいりました。

また、学校は児童生徒指導体制の一層の充実を図るとともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上、学校と保護者が課題や対策を共有して一丸となって取り組む体制を強化しております。

これまでの川崎市や学校の取組を、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき再構築し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「川崎市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定します。

川崎市立学校は、「市基本方針」を基に、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、子どもたち一人ひとりに届くいじめ防止、対策を行ってまいります。

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 「市基本方針」策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 いじめ防止等に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組

- 1 市が実施する施策
 - (1) 教育委員会 区・教育担当を中心とした学校支援・・・・・・・・ 3
 - (2) いじめ防止等に向けた児童生徒指導点検強化月間の実施・・・・ 4
 - (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施・・・・ 4
 - (4) 特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援の充実・・・・・・・・ 5
 - (5) 「かわさき共生＊教育プログラム」の実施・・・・・・・・・・・・ 5
 - (6) 人権尊重教育の理念に立った教育と研修の実施・・・・・・・・・・・・ 5
 - (7) 児童支援コーディネーター専任化の推進・・・・・・・・・・・・ 5
 - (8) いじめに関する通報及び相談を受ける主な機関との連携・・・・ 6
 - (9) いじめ防止等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 学校が実施する取組
 - (1) いじめの未然防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 校内いじめ防止対策会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (5) 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 子どもとしての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 保護者としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 市民・地域社会としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 重大事態への対処

- 1 教育委員会による調査
 - (1) 重大事態の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 調査の趣旨及び調査の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 事実関係を明確にするための調査の実施・・・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 重大事態の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 再調査を行う機関の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 「市基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるという認識をもち、いじめは絶対に許されないという姿勢で、これまで教育委員会や学校、保護者や地域社会が実施してきた取組を「法」に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「市基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

この「法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられた児童生徒本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校に設置される「校内いじめ防止対策会議」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様には、次のよ

うなものが示されている。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、教育委員会では、近年多くなった「いじる」行為やネット上のいじめに関し、次のように示している。

〈「いじる」行為の具体的な例〉

- 周囲の受けをねらって自らの失敗を周囲に言い放し、それを周囲があげつらって笑う。
- 仲間はずれにされたくないために周囲の受けをねらって自分の好きな児童生徒の名前を大声で叫ぶ。
- いじられる傾向にある児童生徒に対して、その仲間ではない児童生徒が、本人が全くその気がないのに、学級委員や係のリーダー等にその児童生徒の名前をあげて推薦する。
- 教職員が周囲の受けをねらったあだ名をつけられた児童生徒に対して、そのあだ名を呼ぶ。

〈ネット上の「いじめ」の具体的な例〉

- インターネットの掲示板や学校の裏サイト、ブログ・プロフ等へ誹謗中傷等を書き込まれる。
- 本人になりすまして、個人情報や本人にとって不利益となる情報を流される。
- 悪口等が書かれたメールを複数の人に転送するよう不特定多数から求められる。
- 自分宛に差出人を詐称した攻撃的なメールが届く。

3 いじめ防止等に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫く
いじめは人権侵害に当たる重大な問題である。いじめられる側にも原因があるとか、成長の糧になるなどの考え方を一掃し、どのような社会においてもいじめは絶対に許されないこと、見て見ぬふりをすることも同様に許されないことという姿勢が必要である。
- (2) いじめはどの学校や集団でも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるとの認識をもつ
いじめは当事者以外からは見えにくいものである。わざとぶつかって「ごめん」と謝ったり、遊びやゲームを装ったりする巧妙化や偽装化が進んでいる。またインターネットの普及により体力に関係なく誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性がある。
- (3) 大人の言動が、児童生徒に大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動する
大勢の前で特定の児童生徒の負のイメージとなる言動を取ったり、冷やかしたりする振る舞いが児童生徒のいじめを増長する。また、過度な同質志向を排除し個を大切にするなど、いじめの問題は常に児童生徒指導観やしつけのあり方が問われる問題である。

(4) **小さなサインを見逃さず、児童生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ**

報復をされるとか、保護者に心配をかけたくないなどの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには否定することもある。何気ない児童生徒の言動から異変に気づく感性を磨くとともに、児童生徒のどのような話も真剣に受け止める姿勢が大切である。

(5) **いじめられている児童生徒の立場に立って考え、初期段階から組織(チーム)で対応する**

児童生徒の悩みを親身になって受け止め、いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている児童生徒の認識によることに留意する。また、いじめの相談等にはじめに関わった人が一人で抱えこまず、早い段階から多くの関係者に周知してチームで対応することが早期解決につながる。

(6) **人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する**

児童生徒の豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践することが、いじめの未然防止につながる。学校では「かわさき共生*共育プログラム」や道徳、特別活動等で、また、地域の活動等でもいじめについて、児童生徒に考えさせる機会をつくる必要がある。

(7) **日頃から児童生徒とのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努める**

社会性やコミュニケーション能力の欠如など、児童生徒を取り巻く今日的な課題を念頭において、日頃のあいさつや声かけ、学校での授業や部活動(クラブ活動)、地域での子ども会の活動などを通して、児童生徒とのふれあいを積極的にもち、信頼関係を築くことが大切である。

(8) **児童生徒の様子を積極的に家庭に情報提供し、保護者との連携を深める**

いじめ問題の解決には家庭の協力が重要な役割を担っている。問題を正確に把握するためには、学校や塾、スポーツクラブ等での様子、家庭での様子を相互に認識することが欠かせない。様々な情報を積極的に保護者と共有し、家庭との協力体制を築く必要がある。

第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組

1 市が実施する施策

(1) **教育委員会 区・教育担当を中心とした学校支援**

① **区・教育担当の取組**

いじめ問題も含めて児童生徒を取り巻く様々な課題に迅速に対応するために、区役所こども支援室にある区・教育担当は保健福祉関連部署、こども家庭センター(児童相談所)等と連携し、地域の実情に応じ、幼少期からの総合的な子ども支援体制に取り組んでいる。

区・教育担当は、各学校からのいじめ認知の報告を受けたときには、学校に必要な支援や指導を行うとともに、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

また、重大事態が発生した場合には、学校関係者や第三者を加えた調査の主体となる。

② 学校評価へのアドバイス

学校評価において、いじめ防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにアドバイスを行う。

③ スクールソーシャルワーカー（SSW）の取組

全ての行政区の区・教育担当のもとに、スクールソーシャルワーカーが配置されている。いじめ問題の背景にある児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、様々な手法を用いて問題解決に努めている。具体的には、スクールソーシャルワーカーは、次のことに取り組む。

- いじめ問題における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- 区役所児童家庭課、保護課等関係各課とのケース会議の調整・実施
- 「校内いじめ防止対策会議」への参加及びいじめ問題の社会福祉の専門的視点に基づく具体的な支援
- 保護者と教職員との橋渡しや問題解決のための社会的資源に関する情報提供や相談・支援
- 教職員の児童生徒指導に関するスキル向上への働きかけ

(2) いじめ防止等に向けた児童生徒指導点検強化月間の実施

いじめ問題を未然に防止するためには、児童生徒指導體制の一層の充実と教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上、課題や対策を共有して一丸となって取り組む機運の醸成が重要である。

そこで、毎年6月から夏休みまでの期間中の任意の1ヶ月間を、「児童生徒指導点検強化月間」として位置づけ、次のことに取り組み、その内容を教育委員会に報告する。

- 教育相談活動を通じた児童生徒理解の徹底
- いじめを含めた学校生活アンケート等による児童生徒への実態調査の実施
- 児童生徒理解に関する校内研修の実施
- 児童生徒指導體制の整備・点検・確認
- 児童会、生徒会等による校内での啓発活動

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施

携帯電話やスマートフォン、パソコンからインターネットの掲示板やブログ・プロフ等への誹謗中傷等の書き込みに加え、メールやSNS、ゲームサイト等でのトラブルが年々増加し、最近ではポータブルタイプのゲーム機のWi-Fi機能を使った書き込みも報告されている。

ネット上のいじめは、短時間で深刻な状況に陥りやすいうえ、匿名性が高く実態を把握して対策をとることが困難である。また、誰でも容易にいじめられる側、いじめる側になるばかりでなく、学校の枠を超えて不特定多数が関与することもある。

ネット上のいじめには、何より家庭との連携や協力が欠かせない。児童生徒の携帯電

話やスマートフォン、パソコンからのネット利用の実態を把握し、情報モラル教育の充実を図るとともに、携帯電話等を使用させる場合の家庭内のルールづくりやマナー等への保護者への啓発が必要である。

また、ネットいじめ等のトラブルに対応するために、平成20年9月からインターネット問題相談窓口を設置し、児童生徒、保護者、教職員からの相談を受け付けている。

相談窓口は、気軽に相談できるようにメールと電話の相談とし、特にメールは携帯電話やスマートフォン、パソコンからアクセス可能である。また、携帯サイト（モバイルかわさき等）からもリンクさせ、アクセスしやすくしている。

電話での相談受付時間は平日8:30～12:00、12:45～18:00、18:45～20:15とし、夕方・夜間にも相談を受けられるよう配慮している。なお、携帯電話やスマートフォン、パソコンからのインターネットフォームメールでの相談は24時間受け付けている。

(4) 特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援の充実

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によると、学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒が、6.5%の割合であると報告されている。

こうした児童生徒は、物事の見方、捉え方、感じ方などに特性がある。それゆえ周囲から理解されずに孤立し、いじめの対象になる場合がある。今後も特別な教育的ニーズのある児童生徒への適切な支援を充実させる。

(5) 「かわさき共生＊共育プログラム」の実施

「かわさき共生＊共育プログラム」は、体験を通して「人づきあい」の方法を楽しく学んだり学びなおしたりして、自分と友だちとの豊かな人間関係や集団との積極的な関わりを作り出すために必要なスキル(社会性)を育てるプログラムで、全ての市立学校で、標準6時間実施する。また、その効果を測定した結果を、学級内の人間関係づくりに活かす。

(6) 人権尊重の理念に立った教育と研修の実施

「いじめ」は許されないという雰囲気浸透する学校・学級をめざすためには、児童生徒一人ひとりの自己実現を支援し、自己肯定感を高め、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、人権感覚の涵養を図っていくことが重要である。

また、児童生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるための教職員研修を充実させる。

(7) 児童支援コーディネーター専任化の推進

児童支援コーディネーターは小学校において、全ての児童を対象に児童支援活動の中核を担う。児童支援活動に関わる校内体制を総括し、保護者や外部機関と適切に連携を図りながら、いじめ問題の早期発見と改善に向けて、ていねいな対応を一貫して行うことを可能とするものである。児童支援活動を推進する児童支援コーディネーターがその業務に専念できる環境を整備する。

(8) いじめに関する通報及び相談を受ける主な機関との連携

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに関する相談を行うことができるよう、組織間の連携にも配慮しながら、相談体制の適切な運用を行う。

- 川崎市総合教育センター
 - <24時間いじめ電話相談> <一般電話相談> <子ども専用電話>
- 川崎市教育委員会
 - <教育相談> <インターネット（問題）相談窓口>
- 川崎市こども家庭センター（川崎区・幸区・中原区担当）
 - <児童青少年電話相談>
- 川崎市中部児童相談所（高津区・宮前区担当）
- 川崎市北部児童相談所（多摩区・麻生区担当）
- 川崎市児童虐待防止センター
- 区役所 児童家庭課
 - <児童家庭児童相談 サポート担当>
- 川崎市人権オンブズパーソン
- 横浜地方法務局川崎支局
 - <子どもの人権 110 番>
- 川崎市退職教職員の会・教育相談室
- 川崎いのちの電話
- いじめ相談ダイヤル
- かわさきチャイルドライン

(9) いじめ防止等の体制整備

①「(仮称)川崎市いじめ防止対策連絡協議会」の設置

「法」第14条1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関との連携を図るために、条例により、関係機関を代表する委員で構成される「(仮称)川崎市いじめ防止対策連絡協議会」を設置する。

②「(仮称)川崎市いじめ問題専門・調査委員会」の設置

「法」第14条3項に基づき、「(仮称)川崎市いじめ防止対策連絡協議会」との連携のもとに、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、条例により、「(仮称)川崎市いじめ問題専門・調査委員会」（以下「専門・調査委員会」という。）を設置する。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構成し、公平性・中立性を確保する。

③ いじめ防止等に取り組む協議会との連携

児童生徒指導上の課題（暴力行為、いじめ、不登校等）や児童生徒指導の推進・充実に関して、様々な機関から専門的な意見を聞き協議する「川崎市児童生徒指導研究協議会」、いじめ防止等のための調査研究、校内体制づくり、地域や関係機関との連携のあり方等について児童生徒指導の中心となる教諭が参加して協議する「川崎市児童生徒指導連絡協議会」、学校と警察が児童生徒の安全といじめ等の問題行動や非行の未然防止等について協議する「川崎市学校警察連絡協議会」が設置されており、一層の連携を進める。

2 学校が実施する取組

学校は、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないように努め、日頃から児童生徒とのふれあいを大切にし、一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが大切である。

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となる。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努める。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくむ必要がある。

① 学校体制を確立し、環境を整備する

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立することが重要である。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高める

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本である。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問する必要がある。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになる。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけていく。

④ 児童生徒の自浄力を育てる

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもとても重要である。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になる。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われる。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす必要がある。

① 日常のきめ細やかな観察

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報である。また、休み時間や清掃時間、給食（昼食）時間、部活動・クラブ活動時などは、授業時にはわからない人間関係を垣間見ることができる。こうした場面

での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察する。また、教科書やノートなどの学用品、身の回りの物、机の上の落書きなどにも注視する必要がある。

② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすくなり、いじめの早期発見につながる。

教育相談は本来、あらゆる教育活動を通して行われるべきものである。例えば、休み時間や清掃時間等に児童生徒と交わす何気ない会話から発展させる相談など、児童生徒と接するあらゆる機会を教育相談に活かすことができる。また、それによって児童生徒に「いつでも相談できる」気持ちをもたせることができる。

一方で、年間計画に教育相談週間（月間）を位置づけ、一人ひとりの児童生徒と相談する時間を計画的に確保しておくことも大切である。事前に児童生徒の近況や悩みなどをアンケート調査しておくこと、スムーズに進行することができる。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施

観察や教育相談に加え、定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシートを活用することで、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握することができ、いじめの早期発見につながる。学級の状態を把握する有効な方法として「かわさき共生＊共育プログラム」の効果測定がある。こうしたアンケートやプログラムを年間計画に位置づけて定期的に行うことによって、児童生徒への意識づけにもなる。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

学校は、「法」第22条に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という。）を常設する。

構成員としては、校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、児童生徒指導担当、児童支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラー（SC）（小学校・高等学校は要請による派遣）、スクールソーシャルワーカー（SSW）（要請による派遣）などが考えられる。

また、学校が策定する「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、「対策会議」において、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を求めることも考えられる。

② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、次のような役割を担う。

- いじめに関する情報の収集と記録、情報共有
- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや計画の見直し
- いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し

- いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルでの検証
- 定期的な「学校基本方針」の見直し

教職員は、いじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談し、「対策会議」に報告する。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する必要がある。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という。）を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

② 多方面からの情報収集による全体像の把握と指導計画の作成

● 関係者や周囲からの聴き取りによる事実確認

- ・「いじめられた児童生徒」の話をもとに、「周囲の児童生徒」「関わりのある教員と職員」「保護者」、必要に応じて「いじめた児童生徒」から、「何があったのか」を聴き取り、多面的な情報収集を行う。
- ・「事実確認」と「指導」は明確に区別する。聴き取りをする際には、児童生徒や保護者との信頼関係を崩さないよう関係する児童生徒のプライバシー保護に配慮しながら、適切な「時間」「場所」「方法」により、共感的な姿勢で臨むようにする。

● 指導計画を作成

- ・聴き取った情報（発生日時、発生場所、内容など）を一元化し、「いじめの背景」「児童生徒の心理」などを含むいじめの全体像を把握してから、これに基づき対策会議で具体的な対応の方針を立てる。
- ・いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒や周囲の児童生徒への指導、保護者への説明と協力の要請、関係機関や地域との連携等の具体的な方策をどのように行うのかを決定し、全教職員に周知・徹底する。

③ いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てる。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努める。

④ いじめた児童生徒への指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行う。

⑤ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させる。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行う。

⑥ 保護者への対応

- 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行う。

⑦ 「いじめに関する報告書」の作成

いじめを認知し、重大事態等に発展する可能性があるると校長が判断した場合や所轄警察署と連携して対応した場合には、「いじめに関する報告書」を作成して教育委員会に提出する。

⑧ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(5) 学校いじめ防止基本方針の策定

平成 25 年 10 月に文部科学大臣が決定した「いじめ防止等のための基本的な方針」又は、「市基本方針」を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

3 子どもとしての取組

- 子ども時代を豊かに過ごすために、自分自身を大切にするとともに、まわりの人に対して思いやりの心をもって接し、ともに生活するもの同士がお互いに尊重し合うようにしましょう。
- 自分が友だちからいやなことをされたり言われたりしたときや、自分の周りでいじめと思うようなことを見たときには、積極的に周りの人に相談しましょう。

4 保護者としての取組

- 子どもに対し、いつでも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識させ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりしないよう指導しましょう。
- いじめに関する被害や悩みなどがある場合は、迷わず周囲の大人や先生、友だちに相談するように働きかけましょう。
- いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や関係機関に情報提供や通報を行いましょう。

5 市民・地域社会として取組

- 市民はいじめを全ての大人たちの問題であるにとらえ、学校、保護者と協力して、いじめ防止に一丸となって取り組みましょう。
- 市民は「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を十分理解するように努めましょう。
- 豊かな人間関係を育むための地域行事やイベント等に、子どもが自主的に参加できるような環境づくりに努めましょう。
- 地域でいじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や保護者、関係機関に情報提供や通報を行いましょう。

第3章 重大事態への対処

1 教育委員会による調査

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態という。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 調査の趣旨及び調査の組織

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「専門・調査委員会」を招集する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

〈自殺の背景調査における留意事項〉

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・

目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

(4) 重大事態の報告

教育委員会は、重大事態について調査した結果を、「重大事態調査報告書」をもって市長に報告する。

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

アンケート調査の実施により得られた調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、調査の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、「重大事態調査報告書」に添えて市長に報告する。

(5) その他留意事項

これらの調査・報告には教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校や教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

重大事態調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要があると認めるときは、「法」第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査を実施する際にも、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、情報を適切に提供し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、「法」第30条2項に基づき、条例により「(仮称)川崎市いじめ総合調査委員会」(以下、「総合調査委員会」という。)を設置する。「総合調査委員会」は市長が、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者等を任命する。第三者の任命に当たっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、区・教育担当や総合教育センターの指導主事の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の派遣等を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

※なお、「(仮称)川崎市いじめ防止対策連絡協議会」「(仮称)川崎市いじめ問題専門・調査委員会」「(仮称)川崎市いじめ総合調査委員会」の各組織名称については、議会の議決をもって正式に決定する。

事務担当

川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

TEL 044-200-3318